

～企業の信頼を損なう下請法違反にならないために！！～

下請取引適正化推進セミナー【後期少人数制基礎コース】

★★当日／後日ともに個別の相談に応じます★★



主催：公益財団法人 全国中小企業振興機関協会

後援：経済産業省 中小企業庁

適正な取引を行うためには、親事業者と下請事業者の双方が、取引の根幹をなす『下請代金支払遅延等防止法』（下請法）を理解しておくことが重要です。法令に違反すると行政指導（改善勧告）を受けることになり、企業の信頼が大きく損なわれるおそれがあります。

企業経営におけるコンプライアンスの徹底が強く求められていますが、当協会では、下請法について事例やQ&Aを交えて分かりやすく解説する少人数制のセミナーを開催します。

◆開催日程：【開催時間は（講義）13:00～15:30／（個別相談）15:30～16:00※希望者のみ】

11月	9日（金）、16日（金）、22日（木）
12月	4日（火）、13日（木）、19日（水）
2019年1月	10日（木）、22日（火）

※定員20人（先着順）

※最少催行人数に満たない場合は、開催を中止させていただくことがあります。

◆講義内容：下請法の概要、取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託）

による適用範囲、取引の段階に応じた親事業者の義務や禁止事項など

◆受講対象：資材、購買、調達などの外注取引を行う、実務経験の浅い担当者など

◆講師：下請取引や企業法務に精通した、経済産業省の下請代金検査官経験者

◆受講料：10,300円（税込み）

◆会場：当協会 3階 会議室

◆申込方法：ホームページよりお申し込みください。



http://www.zenkyo.or.jp/seminar/original_shoninzu.htm

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会

下請取引の適正化を推進することを目的に、全国48カ所に設置された「下請かけこみ寺」を中小企業庁の委託により運営するなど、中小企業支援機関として各種事業を実施しています。

（住所）〒104-0033 東京都中央区新川2-1-9 石川ビル

（TEL）03-5541-6688 （FAX）03-5541-6680

（URL）<http://www.zenkyo.or.jp>